

防研企第648号
令和6年7月18日

各 部 長
戦史研究センター長 殿
各 特 別 研 究 官

防 衛 研 究 所 長
(公 印 省 略)

防衛研究所における女性・平和・安全保障（WPS）推進計画について（通達）

標記について、別紙のとおり対応することとしたので、管下の職員に周知されたい。

関連文書：防防イ（事）第191号（令和6年4月2日）
添付書類：別紙

防衛研究所女性・平和・安全保障（W P S）推進計画

1 趣旨

本件は、「防衛省女性・平和・安全保障（W P S）推進計画について（通達）」を受けて、防衛研究所における女性・平和・安全保障（W P S）（以下「W P S」という。）に係る2028年度までの推進計画について、通達するものである。

2 防衛研究所としての基本的方針

防衛研究所は、政策の企画立案を支援するため防衛省の知的基盤として、W P Sに関する調査研究を推進するとともに、防衛省内の意識改革に関する教育に取り組む。また、防衛研究所におけるW P Sの取組について、積極的な広報活動を行う。

3 防衛研究所のW P Sに関する取組等

（1）基本的な方向性

防衛研究所は、関連文書第1章第4節の意義及び必要性を踏まえ、意識改革、W P S推進体制の整備、諸外国、機関等との連携のため、次の具体的な取組を推進する。

（2）具体的な取組

ア 意識改革

（ア）防衛省内の意識改革への支援

防衛省内で実施するW P Sを支援できる専門的知見の蓄積、強化、充実に不断に努める。

また、安全保障戦略課程及び安全保障戦略特別課程において、W P Sに関する講義を行う。

（イ）防衛研究所内の意識改革

防衛研究所に所属する全ての隊員にW P Sに関する知見を習得させ、防衛研究所全体の意識改革も確実に実施するため、年に1回以上、教育を実施する。

イ W P S推進体制

（ア）W P S担当官

企画部長は、防衛研究所における「W P S担当官」として、防衛研究所内におけるW P Sの推進に関し、監督・指導を行う。なお、企画部長は、管下の職員を防衛研究所「W P S担当官補佐」に指定し、W P S担当官の業務を補佐させる。

（イ）各部長、戦史研究センター長及び各特別研究官

企画部長を除く各部長、戦史研究センター長及び各特別研究官（以下、「各部長等」という。）は、防衛研究所内のW P Sの推進に関し、企画部長と連携する。

ウ 諸外国、機関等との連携

諸外国、機関等との交流や国際会議の機会を捉え、諸外国等の取組に係る情報収集及び防衛省・自衛隊の取組等について情報交換・意見交換等を行う。

エ 広報

W P Sに関する国民及び防衛省職員の理解促進のため、防衛研究所における研究成果をはじめとして、W P Sに係る取組（研究会の実施、セミナー等への参加等）について、積極的な広報活動を行う。

このため、各部長等は、前記のような取組が行われた場合は、適時にその情報をW P S担当官に情報提供する。

4 W P Sに関する取組の実施状況の報告等

- （１）各部長等は、W P S担当官に対し、その年に実施したW P Sに関する取組状況を11月10日までに通知する。
- （２）W P S担当官は、この推進計画に基づいてその年に実施した防衛研究所の取組の実施状況について、毎年11月末までに防衛研究所長に報告する。